

(令和8年度)

堺市立錦西小学校

いじめ防止基本方針

令和8年4月

目 次

(1) いじめに対する本校職員の基本的な共通理解事項	P. 1
(2) いじめの定義	P. 1
(3) いじめの理解	P. 1
(4) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	P. 1
(5) 学校におけるいじめ防止に関する措置	P. 2
①いじめの未然防止	
②いじめの早期発見に関する基本的な措置	
③いじめの対応についての基本的な措置	
(6) ネット上でのトラブル対応について	P. 4
(7) いじめ防止のための校内研修の実施	P. 4
(8) 重大事態への対応フロー図	P. 5
(9) 年間計画	P. 6
(10) いじめアンケート調査の実施	P. 6
(11) 基本方針の評価及び公表	P. 6

(1)いじめに対する本校職員の基本的な共通理解事項

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、堺市（堺市教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

また、いじめの防止等の取組については、学校全体で組織的かつ継続的に推進するとともに、児童、保護者及び地域と連携しながら、いじめを生まない学校づくりに努める。

教職員は、いじめが児童の生命や心身の健全な成長に重大な影響を及ぼすことを十分認識し、いじめを認知した場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校組織に報告し対応する。

(2)いじめの定義

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）において以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（法第2条）

〔具体的ないじめの態様の例〕

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされるなど

(3)いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得ること。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであること。

いじめには「被害者」「加害者」だけでなく「観衆」「傍観者」の存在が大きく影響すること。以上の点を十分に理解し、いじめへの対応にあたる。

(4)学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

【学校いじめ対策委員会】

学校いじめ対策委員会は、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭をはじめ、校長が指名する教職員等で基本的に構成し、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。また、内容・案件により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加について検討する。

学校いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものである。

学校いじめ対策委員会は、毎月定例開催を基本とし、必要に応じて臨時開催する。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの定期的な情報共有を行い、専門的見地からの助言を得ながら支援体制を構築する。委員会で協議した内容については記録を作成し、組織的な対応の継続及び引き継ぎに活用する。

(5)学校におけるいじめ防止等に関する措置

①いじめの未然防止

- 日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。
- はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 些細ないじわるや嫌がらせ、けんかやからかいであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進に計画的に取り組む。
- 児童が自己有用感を高められる場面や児童会活動や学級活動等を通じて、児童自らがいじめについて考え、行動する主体的な取組を推進する。
- 児童が困難や悩みを抱えた際に、信頼できる大人へ相談する力を育成するため「SOSの出し方」を学校教育活動全体で指導する。
- 困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるようにする。
- 互いの違いを認め合い、多様性を尊重する態度を育成するため、人権教育及びインクルーシブ教育の充実を図る。
- 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者をもつなど、外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向
 - ・性自認に係る児童
 - ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（被災児童）等
 - ・ヤングケアラーの状況にある児童
 - ・生活困窮家庭に属する児童
 - ・虐待や不適切な養育等、家庭環境に課題を抱える児童
 - ・不登校傾向のある児童
 - ・医療的ケアを必要とする児童

②いじめの早期発見に関する基本的な措置

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- 児童との雑談の中などで、その様子に全教職員で目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
- 保健室やスクールカウンセラーなどによる相談の利用を周知する。
- 定期的なアンケート調査及び教育相談を実施し、児童が安心して相談できる環境づくりに努める。
- アンケート実施後は必要に応じて全児童との面談又は個別面談を実施し児童の心情把握に努める。

③いじめの対応についての基本的な措置

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消をめざす。

解消とは少なくとも次の2つの要件が必要である。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

◆対応全般について

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける)
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導主任、管理職などで役割を分担)
- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合(いじめの疑いがある段階であっても)は、学校いじめ対策委員会へ報告し、組織的に対応する。
- いじめ事案については、発見、認知、事実確認、指導及び支援、解消確認までの経過を記録し、適切に保存する。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

◆いじめられた児童に対する指導・支援

- いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底的に守り通すことを伝え、不安を除去する。
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

◆いじめた児童に対する指導・支援

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などにより適切にストレスを解消する力を育む。

◆いじめが発生した集団への指導・支援

- いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識を集団全体に醸成する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくとも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。(傍観者への指導・支援)
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。(聴衆・同調者への指導・支援)

◆学校組織としての対応や支援

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者などの協力を得るなどのサポート体制を整備しておく。
- いじめが解消したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぐ。

◆保護者・地域との連携

- 普段から保護者と連絡を取り合うなど人間関係づくりを図っておくとともに、いじめ等の発見があった場合には、保護者に対して丁寧に説明し、保護者の意見を真摯に受け止め、誠意をもって対応する。
- 保護者や地域に対する啓発を行い、学校のいじめの防止等の取組と課題を家庭・地域と情報共有するため、情報発信に努める。
- 地域の事情に応じて、PTAや地域の関係団体等に対し、いじめの防止等のための体制づくりへの協力を求める。
- いじめの対応にあたっては、被害児童及び加害児童双方の保護者に対し、事実関係及び学校の対応方針について丁寧に説明し、継続的な連携を図る。

(6)ネット上でのトラブル対応について

近年、SNS、オンラインゲーム、動画共有サービス、生成AI等の普及に伴い、ネット上での誹謗中傷や個人情報流出等の問題が発生している。

本校では、情報モラル教育を教育活動全体を通して推進するとともに、児童及び保護者を対象とした啓発活動を実施する。

ネット上のいじめを認知した場合は、被害の拡大防止を最優先とし、必要に応じて堺市教育委員会、警察その他関係機関と連携して対応する。

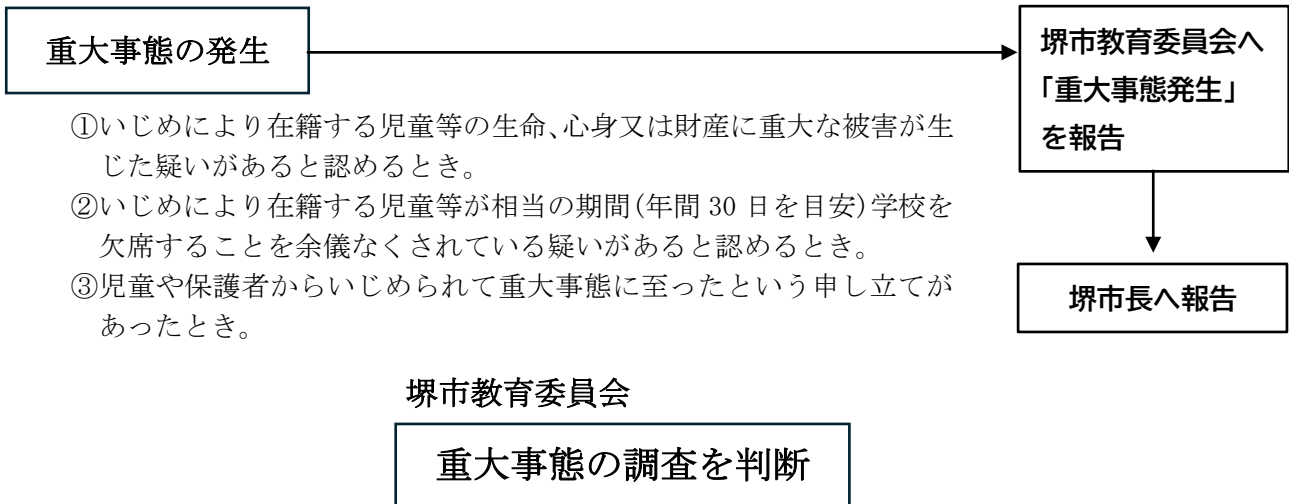
(7)いじめ防止のための校内研修の実施

校長・教頭・生徒指導主任が中心となり、いじめ防止に向けての研修を行う。

本研修においていじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

いじめの定義、認知、初期対応、重大事態対応及び情報共有等について、全教職員を対象とした研修を年間計画に位置付けて実施する。

(8)重大事態の対応フロー図



◆学校が調査主体の場合 (堺市教育委員会の指導・助言のもと以下の対応にあたる)

- 調査組織の設置⇒学校に設置する「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理、福祉等の適切な専門家を加え、調査を行う。
- 調査の実施⇒調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上適切に調査を進める。
- いじめの被害を受けた児童及びその保護者に対して、調査の進捗状況及び結果について適切に情報提供を行う。
- 明らかになった事実関係については、関係者の個人情報に十分配慮した上で、適切に情報提供を行う。
- 調査結果を堺市教育委員会に報告⇒市長に報告
- 調査結果を踏まえた必要な措置

(9)年間計画

	特別活動等	情報モラル	保護者への働きかけ	職員研修
4月	入学式 対面式	各教科指導計画確認	家庭訪問(1年) 学習参観・学級懇談	基本方針の共通理解 児童引き継ぎ会 コンプライアンス研修
5月	体育大会	朝会での講話 堺市学調		i システム研修
6月	スポーツテスト 生活アンケート			
7月		非行防止教室	個人懇談	夏季研修
8月				
9月				
10月	臨海学校 連合運動会		土曜参観	
11月	連合音楽会 修学旅行		教育相談	
12月	生活アンケート		個人懇談	
1月				
2月	6年生を送る会		学習参観	人権まとめの会
3月	生活アンケート			年度末反省 基本方針の見直し

(10)生活アンケート調査の実施

各学期に1回以上、生活アンケート調査を実施する。

気になる回答があった場合には当該児童に対して速やかに個別面談等を実施する。

アンケート以外でいじめ問題が発覚したときにも、必要に応じてアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

(11)基本方針の評価及び公表

本校は、いじめ防止基本方針に基づく取組について毎年度評価を行う。

評価にあたっては、児童アンケート、保護者アンケート、学校評価及び教職員による自己評価等を活用する。

評価結果を踏まえ、基本方針の見直し及び改善を図る。

本基本方針については、学校ホームページ等を通じて公表する。